

# 新潟地域連携コミュニティ規約

令和8年4月1日改定

## (名称)

第1条 本会は、新潟地域連携コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）と称する。

## (目的)

第2条 コミュニティは、新潟県における若者雇用・定着、地域人材育成および地域活性化など人口減少対策事業に取り組む産金官学の機関が、その事業を継続的に協働実施することを目的とする。

## (組織)

第3条 コミュニティは、第2条の目的に賛同する機関により構成するものとする。

- 2 コミュニティへの入会又は退会を希望する機関は、別に定める申請書（別記様式1）を提出するものとする。
- 3 コミュニティへの加入は、財団法人 Ambitious NIIGATA に入会していることを条件とする。
- 4 財団法人 Ambitious NIIGATA を退会または会員の資格を喪失した場合は、コミュニティも同時に退会したものと見なす。

## (事業)

第4条 コミュニティは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 産業界・行政・大学等の立場の異なる組織・団体間での協働促進、成果等の発信、及び、情報共有の充実に関する事業。
- (2) 地域志向を涵養する教育プログラムの普及・充実、新潟地域の課題解決と将来的な発展を担える中核的人材及び地域を起点に世界各地で活躍できる人材の育成・定着、及び地域の発展に関する事業。
- (3) 学生と地域・企業との交流に関する事業。
- (4) その他、第2条の目的を達成するため必要な事業

## (新潟地域連携協議会)

第5条 コミュニティの管理・運営、事業における課題対応と改善策の検討、年度計画の共有、情報・意見の発信、及び新たな協働の可能性の検討を行うため、協議会を置く。

2 協議会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 行政2機関以内、企業7機関以内、団体7機関以内、教育機関6機関以内とする。

(2) 会員機関の中から協議会の構成員が推薦し、協議会において承認を得るものとする。

(3) 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 協議会には、長を置き、協議会会員の互選により選出する。

4 協議会の長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会の長は、協議会を招集する。

7 協議会には事務局を置き、コミュニティの運営のための事務を担当する。

(経費)

第6条 コミュニティの事業運営のために必要となる経費は、財団法人 Ambitious NIIGATA が負担するものとする。必要に応じて会員機関が負担するものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、コミュニティの運営のために必要な事項は、協議会が別に定める。

(事業年度)

第8条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

この規約は、令和2年10月20日から実施する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この規約は、令和7年4月1日から実施する。

附則

この規約は、令和8年4月1日から実施する。